

訪問看護振興のために

— 居宅介護支援事業所の加算の状況を例に —

平成22年8月9日

一般社団法人

日本介護支援専門員協会

会長 木村 隆次

居宅介護支援事業所における 各種加算取得率の状況

(%)

	H21.3	H21.4	H21.5	H21.6	H21.7	H21.8	H21.9	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1
特定事業所加算Ⅰ	1.13	1.74	1.80	1.85	1.85	1.86	1.87	1.92	1.94	1.94	1.98
	-	(0.69)	(0.72)	(0.75)	(0.74)	(0.74)	(0.75)	(0.77)	(0.77)	(0.77)	(0.77)
特定事業所加算Ⅱ	-	20.78	22.54	24.60	26.11	27.49	28.55	29.81	30.81	31.60	32.18
	-	(9.98)	(10.81)	(11.87)	(12.58)	(13.30)	(13.82)	(14.49)	(15.03)	(15.50)	(15.87)
初回加算	4.12	3.11	2.96	2.96	3.03	2.95	2.92	3.04	2.99	3.12	3.02
医療連携加算	-	0.71	0.84	0.84	0.96	0.91	0.84	0.89	0.89	0.93	1.02
退院・退所加算Ⅰ	-	0.48	0.54	0.54	0.61	0.57	0.51	0.52	0.49	0.55	0.51
退院・退所加算Ⅱ	-	0.89	1.00	1.00	0.96	0.91	0.93	0.94	0.87	0.93	0.73
認知症加算	-	16.69	18.51	18.51	19.50	19.79	20.00	20.18	20.30	20.42	20.56
独居高齢者加算	-	9.17	10.65	10.65	11.31	11.42	11.47	11.52	11.56	11.52	11.48
小規模多機能型居宅 介護事業所連携加算	-	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.03

※1 () 以外の数値

…母数＝受給者数

※2 特定事業所加算Ⅰ,Ⅱの()の数値

…母数＝事業所数

(出典:介護給付費実態調査月報)

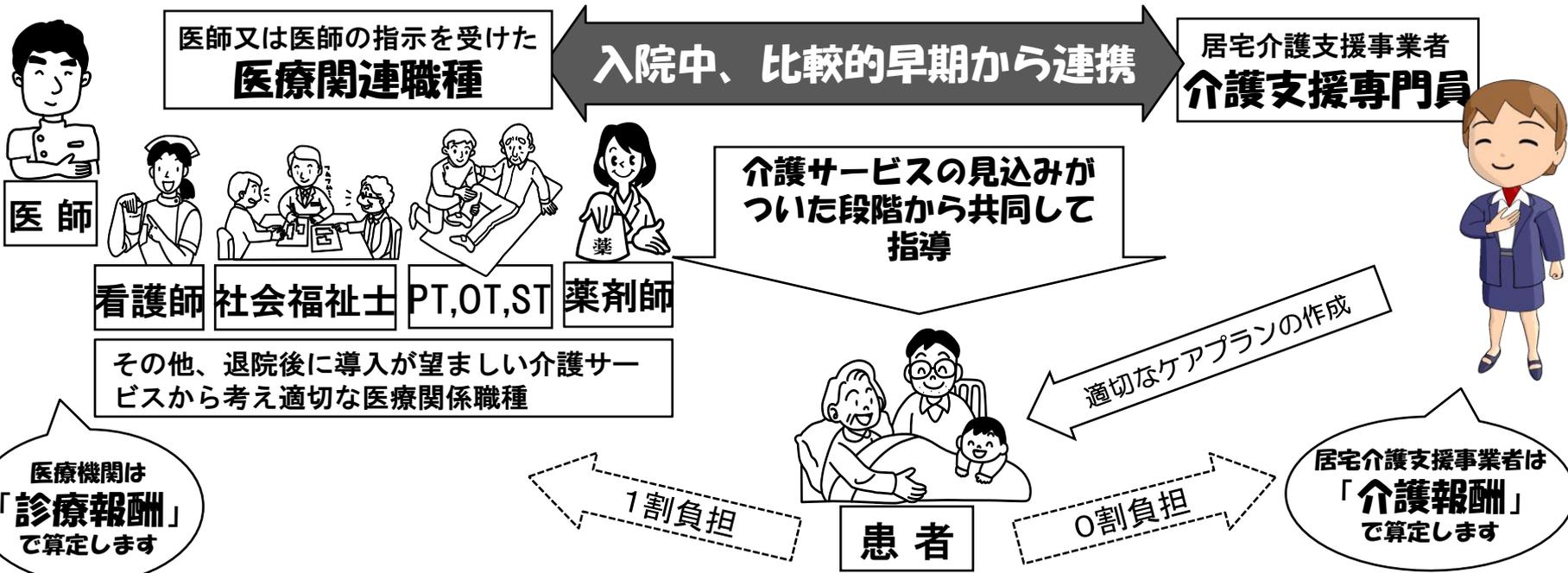
医療と介護の連携

「介護支援連携指導料」と「医療連携加算」「退院・退所加算」 (診療報酬と介護報酬の居宅介護支援費との関係のイメージ)

介護支援連携指導料
300点(入院中2回)

※介護保険施設等の介護支援専門員と連携をとった場合でも算定可。
詳細は通知を参照。

医療連携加算 150単位
退院・退所加算(Ⅰ) 400単位
退院・退所加算(Ⅱ) 600単位

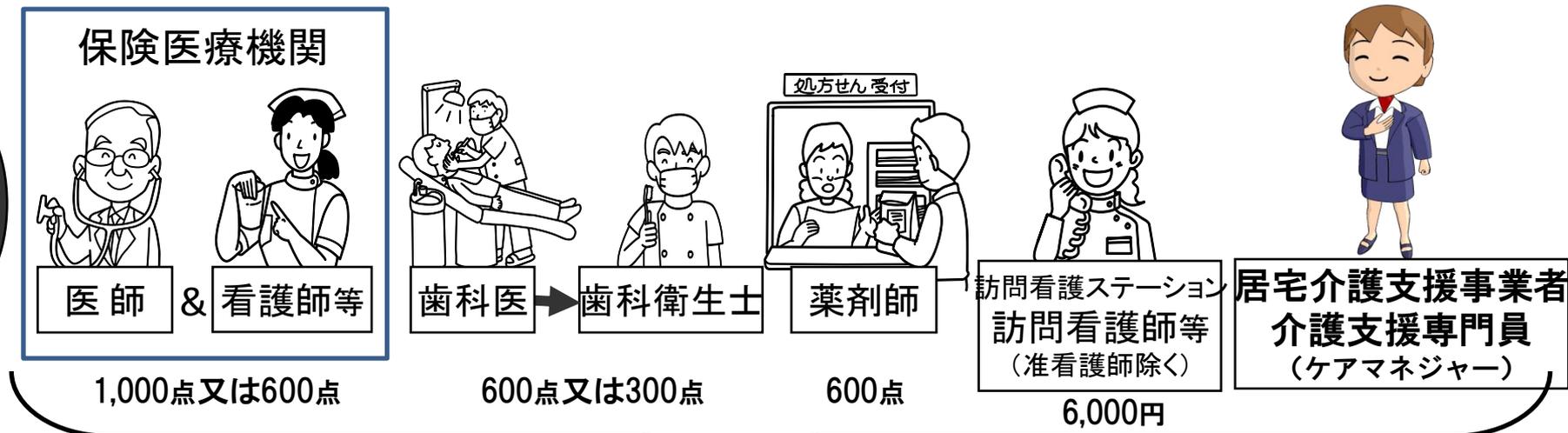


B005-1-2 介護支援連携指導料 【300点】

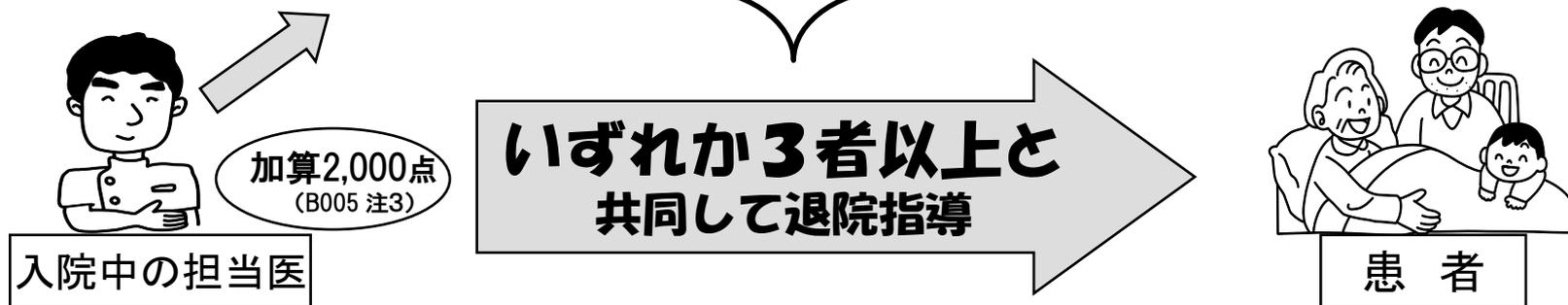
当該入院機関に入院中の患者に対して、患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービスや退院後に利用可能な介護サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中2回に限り算定する。ただし、この場合において同一日にB005の注3に掲げる加算(居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。)は、別に算定できない。

高齢者の退院時共同指導のイメージ

在宅



入院



B005 退院時共同指導料2 【300点】【注3 加算 2,000点】

注1 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が入院中の患者に対して、患者の同意を得て退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は看護師等と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。
 (中略)

注3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医が、当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、所定点数に2,000点を加算する。